

## 香川県条例第34号

香川県生活環境の保全に関する条例及び香川県流域下水道条例の一部を改正する条例

(香川県生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第1条 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合併処理浄化槽の設置等)</p> <p>第109条 下水道が整備されている地域及び予定処理区域（下水道法第5条 第1項第5号に規定する予定処理区域をいい、同法第4条第1項に規定する事業計画において定められたものに限る。）を除いた地域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設に排水管を接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。</p>	<p>(合併処理浄化槽の設置等)</p> <p>第109条 下水道が整備されている地域及び予定処理区域（下水道法第5条 第1項第1号に規定する予定処理区域をいい、同法第4条第1項に規定する事業計画において定められたものに限る。）を除いた地域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設に排水管を接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。</p>

(香川県流域下水道条例の一部改正)

第2条 香川県流域下水道条例（昭和58年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(流域下水道の構造の基準)</p> <p>第3条 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(流域下水道の構造の基準)</p> <p>第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

## 附 則

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から施行する。